

# 確定拠出年金に係る勤続年数及び 通算加入者等期間の拡大について

## 確定拠出年金に係る税の勤続年数の拡大について

- 確定拠出年金(DC)の老齢給付金を一時金で受け取る場合の所得税額の算定に用いられる退職所得控除額は、本人の勤続年数に応じて増加する仕組みとなっている。

【勤続年数と退職所得控除額】

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

- この勤続年数については、従来からDC法の通算加入者等期間に合わせて60歳までとしてきたが、今般、税制当局から、加入年齢を「65歳以下の規約で定める年齢」に引き上げた場合の勤続年数は、当該規約で定める年齢まで算入可能であるとの見解が示された。(適用は、加入年齢の引上げが施行された平成26年1月から。)

(参考)企業型DCの加入年齢については、平成23年の年金確保支援法により、「60歳」から「65歳以下の規約で定める年齢」に引き上げられ、平成26年1月から施行されている。

- ⇒ これは税法の解釈であることや、この取扱いによりDCに係る税の控除が拡大することから、60歳以降の加入者期間も勤続年数に算入する取扱いとする。

- 源泉徴収義務者である資産管理機関や加入者の記録を管理する記録関連運営管理機関(RK)における対応が必要であり、本年10月を目処に、これらの機関において準備が整い次第、対象者への通知や還付の手続き等を行う。(※実際の御本人への振込みは、その後2か月程度を要する。)

## 参照条文（抄）

### ◎所得税法施行令（昭和40年政令第96号）

（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）

第六十九条 法第三十条第三項第一号（退職所得）に規定する政令で定める勤続年数は、次に定めるところにより計算するものとする。

二 …確定拠出年金法第三十三条第二項第一号に規定する企業型年金加入者期間（…同法第五十四条第二項（他の制度の資産の移換）又は第五十四条の二第二項の規定により同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間を含む。）及び同条第二項第三号に規定する個人型年金加入者期間…により勤続年数の計算を行う。

※ DC法第33条第2項柱書きに60歳までとする規定があるが、これは、所得税法施行令が引用する同項第1号の企業型年金加入者期間には及ばないと解し、60歳以降も勤続年数に算入。

### ◎確定拠出年金法（平成13年法律第88号）

（支給要件）

#### 第三十三条

2 前項の通算加入者等期間とは、政令で定めるところにより同項に規定する者の次に掲げる期間（その者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）を合算した期間をいう。

一 企業型年金加入者期間 二 （略）

三 個人型年金加入者である期間（以下「個人型年金加入者期間」という。） 四 （略）

（他の制度の資産の移換）

第五十四条 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、当該企業型年金の実施事業所において実施される確定給付企業年金、中小企業退職共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の規定による退職金共済又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることができる。

2 前項の規定により資産管理機関が資産の移換を受けたときは、各企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期間（当該企業型年金加入者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者に係る第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

（脱退一時金相当額等の移換）

第五十四条の二 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等…又は企業年金連合会の規約で定める積立金…の移換を受けることができる。

2 前項の規定により資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、各企業型年金加入者等が当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間（当該企業型年金加入者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者等に係る第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

※DC法第54条第2項（他制度の資産の移換）等の場合は引き続き60歳まで。

# 確定拠出年金における通算加入者等期間の拡大について

- 確定拠出年金(DC)において、受給が可能となる年齢は、加入者等の期間(通算加入者等期間)に応じて定められる。

(参考)確定拠出年金と通算加入者等期間

DCにおいては、税制上の優遇措置を講じるに当たり、貯蓄との違いを明確にするため、60歳までに一定期間の加入を求めるとともに、加入等の期間に応じて受給開始可能年齢を定めたもの。

【老齢給付金の受給開始可能年齢】

通算加入者等期間	受給可能な者
10年以上	60歳から
8年以上10年未満	61歳から
6年以上8年未満	62歳から
...	...
1ヵ月以上2年未満	65歳から

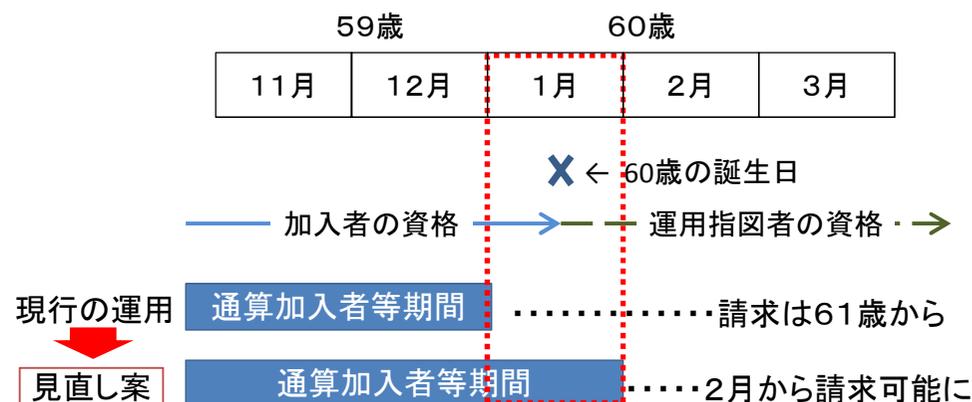
- この通算加入者等期間は、月単位で60歳までとされている。ここで、多くは一月に満たない、60歳に達した日の前日が属する月(以下「60歳到達月」)については、これを算入しないという、年金各法における通例的な取扱いにより、これまで制度運営。

- 一方、今般の法改正により、個人型DCの適用範囲が大幅に拡大される。60歳到達月を算入すれば、その前月までの通算加入者等期間が9年11か月、7年11か月・・・などの場合に、受給開始可能年齢を1年繰り上げることができるため、法改正に併せ、受給開始に係る本人の選択肢を拡大することとする。

具体的には、法の解釈・適用として、60歳到達月を算入する取扱いとする。

- 法の施行に併せ、平成29年1月から新しい取扱いの下で運用することとし、加入者の記録を管理する記録関連運営管理機関(RK)において、システム改修などの必要な措置を講ずる。

【60歳到達月の前月時点で通算加入者等期間が9年11ヵ月の場合】



- ・ 現行の取扱いでは、60歳到達月は通算加入者等期間に算入されないため、61歳にならないと請求できない。
- ・ 取扱いを変更し、同月を算入する取扱いとすれば、上図の場合は60歳到達月の翌月から請求することができるようになる。